令和７年度 青森市
教育・保育施設等利用案内

（R6. 11月 作成）

◎申込みの前に必ずお読みください。

担当課	○青森市福祉部　子育て支援課　入所支援チーム 【駅前庁舎】〒030-0801　青森市新町１丁目3-7 電話　017-734-5330（直通） ○青森市浪岡振興部　健康福祉課　民生福祉チーム 【浪岡庁舎】〒038-1392　青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1 電話　0172-62-1113（直通）
開庁日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
開庁時間	午前８時 30 分 ～ 午後６時

～子ども･子育て支援新制度の概要～

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度とは、平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

子ども・子育て支援新制度によって変わったこと

◆保護者が、新制度に移行した施設や事業の利用を希望する場合には、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は以下の３区分となり、認定区分により申込み先も異なります。詳しくは７ページをご覧ください。

「保育の必要な事由」に該当していても、幼稚園等での教育を希望する場合は１号認定です。

認定区分	利用可能な施設	対象年齢	希望する教育・保育の形態	申込み先
１号認定 （教育標準時間認定）	幼稚園（※） 認定こども園	3～5歳	幼稚園等での教育を希望する場合	希望施設
２号認定 （保育認定）	保育所 認定こども園	3～5歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	市役所または希望施設
３号認定 （保育認定）	保育所 認定こども園 地域型保育事業	0～2歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	市役所または希望施設

◆新制度に移行した施設や事業の保育料は、保護者の課税状況等に応じた額になります。詳しくは８ページをご覧ください。

◆保育が必要と認められる要件は、就労の場合、「月６０時間以上」となります。その他の要件は１３ページをご覧ください。また、家庭の就労実態等に応じて保育所等の利用時間が、標準時間利用と短時間利用に分けられます。詳しくは１５ページをご覧ください。

（※）幼稚園の中には、新制度に移行しない幼稚園もあります。希望する場合は、各幼稚園にお申込みください。（青森市内の幼稚園は全て新制度に移行しています。）

◆子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点や、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障する観点から、令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

「3歳児クラスから５歳児クラスまでの全ての子ども」と「0歳児クラスから２歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子ども」の「幼稚園」「保育所」「認定こども園」などの保育料（利用料）が無料になります。（幼稚園、認定こども園の教育部分については、満３歳から無料になります。）

利用する施設（サービス）によって、手続きが必要です。詳しくは３６ページをご覧ください。

◆青森市では、令和６年１０月から２歳児クラスの保育料全額公費負担を実施しています。詳しくは４０ページをご覧ください。

※利用案内中の年齢は、4月1日現在の年齢を指します。Ⅲ-４保育の実施年齢（Ｐ１４）参照。

― 目 次 ―

Ⅰ　教育・保育施設等の利用の前に

　１　各施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　３
　２　教育・保育施設等を利用するためには・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　７
　３　保育料の決定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　８
　４　保育料の支払方法など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　９

Ⅱ　幼稚園等利用案内【幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する方】

　１　利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　10
　２　幼稚園等の利用に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　11
　３　家庭状況の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　11

Ⅲ　保育所等利用案内【保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の利用を希望する方】

　１　利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　12
　２　保育所等を利用できる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　13
　３　保育可能な子どもの年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　14
　４　保育の実施年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　14
　５　保育時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　15
　６　食物アレルギーへの対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　16
　７　バス送迎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　16
　８　障がい児保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　16
　９　保育所等の利用に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　17
　１０　申込から利用までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　19
　　　利用フロー図《４月利用版》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　21
　　　利用フロー図《５月以降利用版》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　22
　１１　保育所等入所選考基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　23
　１２　利用できなかったとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　24
　１３　希望保育所等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　24
　１４　利用決定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　24
　１５　家庭状況の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　24
　１６　利用時間の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　25
　１７　転所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　25
　１８　退所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　25
　１９　保育所等　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　26
◇　教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書の記載例・・・・・　Ｐ　30

Ⅳ　保育所等利用の電子申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　34

Ⅴ　幼児教育・保育の無償化、２歳児クラスの保育料全額公費負担

　１　無償化の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　36
　２　無償化の対象となるための手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　37
　３　保育料（利用料）の給付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　38
　４　認可保育所等の給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　39
　５　２歳児クラスの保育料全額公費負担について・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　40

Ⅵ　子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ　41

Ⅰ 教育・保育施設等の利用の前に

Ⅰ－１　各施設の概要

認定こども園　０～５歳

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った、認定こども園法（※）に基づく施設です。

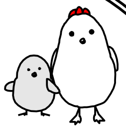

※正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」です。

利用できる方	１号認定	原則、青森市に住民票があることが必要です。
	２・３号認定	原則、利用希望月の初日に青森市に住民票があり、かつ、保護者の就労や病気などの事由により、子どもの保育が必要と認められることが必要です（１３ページ参照）。
利用時間	１号認定	原則として１日４時間の教育時間が標準ですが、一時預かりを実施している認定こども園もあります。年間の教育週数は３９週以上（月２０日程度）となります。
	２・３号認定	月２５日程度で、保護者の就労状況等により、保育標準時間認定の場合は１日最長１１時間、保育短時間認定の場合は１日最長８時間利用できます。この時間以外で延長保育を行っている認定こども園もあります。
保育料	１号認定	無料
	２・３号認定	２歳以上児は無料 ２歳未満児は保護者の課税状況等に応じて市が決定します。 保育料は認定こども園に直接納めます。
	認定こども園によっては、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価や、その他必要とされる経費（制服代、遠足代、バス等）について負担を求める場合があります。	
給食	１号認定	園により、給食の提供の有無が異なります。
	２・３号認定	３歳未満児は完全給食（給食費は保育料に含まれています） ３歳以上児の給食は実費負担により実施します。
申込方法	１号認定	希望する認定こども園に直接申込みします。利用までの流れは１０ページをご覧ください。 ※利用の可否は各認定こども園で判断します。
	２・３号認定	必要書類を市担当課または認定こども園に提出します。電子申請も可能です。（３４ページをご覧ください。）利用までの流れは１２ページをご覧ください。 ※利用の可否は市の選考の結果によります。

幼稚園　3～5歳

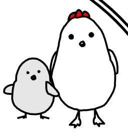

幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とした、学校教育法に基づく施設です。

※新制度に移行した幼稚園と移行しない幼稚園があり、移行したかしないかによって保育料の決定方法や利用までの流れが異なります。（青森市内の幼稚園は全て新制度に移行しています。）

利用できる方	新制度に移行した幼稚園	原則、青森市に住民票があることが必要です。
	新制度に移行しない幼稚園	保護者の状況については問いません。
利用時間		原則として１日４時間の教育時間が標準ですが、一時預かりを実施している幼稚園もあります。年間の教育週数は３９週以上（月２０日程度）となります。
保育料	新制度に移行した幼稚園	無料
	新制度に移行しない幼稚園	無料（月上限２５，７００円） 月額が上限を超える場合は、 超える分を幼稚園に直接納めます。
		（上記いずれも）幼稚園によっては、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について負担を求める場合や、その他必要とされる経費（制服代、遠足代、バス代等）がかかる場合があります。
給食		園により、給食の提供の有無が異なります。
申込方法		希望する幼稚園に直接申込みします。利用までの流れは１０ ページをご覧ください。<u>※入園の可否は各幼稚園で判断します。</u>

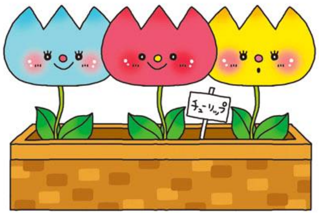

保育所　０～５歳

保護者の就労や病気などの理由により、保育を必要とする児童を保護者に代わって保育することを目的とした、児童福祉法に基づく施設です。

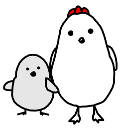

利用 できる方	原則、利用希望月の初日に青森市に住民票があり、かつ、保護者の就労や病気などの事由により、子どもの保育が必要と認められることが必要です（１３ページ参照）。（０～２歳は３号認定、３～５歳は２号認定となります。）
利用時間	月２５日程度で、保護者の就労状況等により、保育標準時間認定の場合は１日最長１１時間、保育短時間認定の場合は１日最長８時間利用できます。この時間以外で延長保育を行っている保育所もあります。
保育料	２歳以上児は無料。２歳未満児は保護者の課税状況等に応じて市が決定します。保育料は市に納めます。また、保育所の利用において必要とされる経費（遠足代、バス代等）について負担を求める場合があります。
給食	３歳未満児は完全給食（給食費は保育料に含まれています） ３歳以上児の給食は実費負担により実施します。
申込方法	必要書類を市担当課または保育所に提出します。電子申請も可能です。（34ページをご覧ください。）利用までの流れは１２ページをご覧ください。 ※利用の可否は市の選考の結果によります。

地域型保育事業　０～２歳

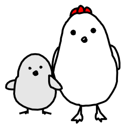

少人数の単位で子どもを預かる事業です。

～４つのタイプ～

◎家庭的保育

少人数（定員５人以下）を対象に家庭的な雰囲気で保育を行います。

◎小規模保育

少人数（定員６～19人）を対象に保育を行います。

◎居宅訪問型保育

保護者の自宅で、１対１で保育を行います。

◎事業所内保育

事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行います。

R6 年１１月現在、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育については、本市で認可している事業はありません。

利用できる方	原則、利用希望月の初日に青森市に住民票があり、かつ、保護者の就労や病気などの事由により、子どもの保育が必要と認められることが必要です（１３ページ参照）。
利用時間	月２５日程度で、保護者の就労状況等により、保育標準時間認定の場合は１日最長１１時間、保育短時間認定の場合は１日最長８時間利用できます。この時間以外で延長保育を行っている事業所もあります。
保育料	2歳児は無料。2歳未満児は保護者の課税状況等に応じて市が決定します。保育料は地域型保育事業者に直接納めます。
給食	完全給食となります。居宅訪問型保育には給食はありません。
申込方法	必要書類を市担当課または地域型保育事業者に提出します。電子申請も可能です。（34ページをご覧ください。）利用までの流れは１２ページをご覧ください。 ※利用の可否は市の選考の結果によります。

Ⅰ-２　教育・保育施設等を利用するためには

施設を利用するためには、教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書を提出して教育・保育給付認定を受ける必要があります（新制度に移行しない幼稚園を利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません）。

利用したい施設によって教育・保育給付認定申請方法等が異なるので、下の表で確認してください。

<table>
<tr><th>利用したい施設</th><th>保護者の要件</th><th>対象年齢</th><th colspan="2">利用するために必要な認定区分</th><th>利用についての案内</th></tr>
<tr><td rowspan="2">幼稚園</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">３～５歳</td><td>(1）新制度に移行しない幼稚園</td><td>―</td><td rowspan="3">Ⅱ幼稚園等利用案内(P10～P11)
(申請は直接希望施設へ)</td></tr>
<tr><td>(2）新制度に移行した幼稚園</td><td>１号認定(教育標準時間認定)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">認定こども園</td><td>教育部分
なし</td><td rowspan="2">３～５歳</td><td colspan="2">１号認定（教育標準時間認定）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育部分
「保育の必要な事由」(P１３参照)に該当し、保育を必要とする方</td><td colspan="2">２号認定（保育認定）</td><td rowspan="5">Ⅲ保育所等利用案内(P12～P29)
(申請は市担当課または希望施設へ)
電子申請も可能（P34参照）</td></tr>
<tr><td>０～２歳</td><td colspan="2">３号認定（保育認定）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育所</td><td rowspan="2">「保育の必要な事由」(P１３参照)に該当し、保育を必要とする方</td><td>３～５歳</td><td colspan="2">２号認定（保育認定）</td></tr>
<tr><td>０～２歳</td><td colspan="2">３号認定（保育認定）</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業</td><td>「保育の必要な事由」(P１３参照)に該当し、保育を必要とする方</td><td>０～２歳</td><td colspan="2">３号認定（保育認定）</td></tr>
</table>

Ⅰ－３　保育料の決定方法

（１）新制度に移行しない幼稚園　※青森市内の幼稚園は全て新制度に移行しています。

保育料は、各幼稚園で決定します。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

月額２５，７００円まで無料です。

（２）新制度に移行した幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業

保育料は、下記の税額と、令和７年４月１日現在の子どもの年齢などによって決定します。２歳以上児は無料となります。（幼稚園、認定こども園の教育部分は満３歳から無料となります。）

対象期間	保育料算定の根拠
4月～8月分	令和６年度市町村民税額
9月～3月分	令和７年度市町村民税額

（備考）１　上記に記載する税額は、原則として保護者（父母）の合計額です。ただし、家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。

２　保育料算定の根拠となる市町村民税額については、次の控除等は適用されません。

（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除、既存住宅の特定の改修工事をした場合の特別控除、認定長期優良住宅を新築した場合の特別控除、電子証明書等特別控除、一部寄付金控除）

３　未申告のため税データが無い場合など、税額の確認が取れない場合には、令和７年４月１日現在の子どもの年齢に応じた最も高額な保育料を適用する場合がありますので、ご注意ください。

（３）保育料の軽減

〇多子軽減（父母等の市民税所得割合算額が５７，７００円未満、ひとり親・障がい者等世帯は７７，１０１円未満の世帯が対象）

区分	多子世帯	ひとり親・障がい者等世帯
第１子	100%	100%
第２子	50%	0%
第３子	0%	0%

〇同時入所軽減

子どもが、保育所や幼稚園、認定こども園等に２人以上入所している場合、基準の保育料に次の割合をかけた保育料となります。

区分		保育標準時間・保育短時間
２人同時入所の場合	１人目	70%
	２人目	50%
３人同時入所の場合	１人目	0%
	２人目	35%
	３人目	0%
４人以上同時入所の場合	１人目	0%
	２人目	0%
	３人目以降	0%

〇第３子軽減

多子軽減の対象とならない世帯で、入所している子どもが、扶養している第３子以降の場合に保育料が軽減されます。

※詳しくは市担当課へお問い合わせください。

Ⅰ-４　保育料の支払方法など

利用する施設によって、支払方法が異なります。

（１）新制度に移行しない幼稚園を利用する場合　※青森市内の幼稚園は全て新制度に移行しています。

> 保育料の支払方法は、幼稚園によって異なり、支払先も幼稚園になりますので、詳しくは各幼稚園へお問い合わせください。

（２）認定こども園、地域型保育事業を利用する場合

> ①保育料の支払方法は、施設によって異なり、支払先も施設になりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。
> ②月の初日に在籍していた場合は、ひと月分の保育料を納めなくてはなりません。施設を休んだ場合であっても、保育料は日割りにはなりません。
> ③利用後に市町村民税額などに変更のあることが判明した場合、該当する月までさかのぼって保育料が変更される場合があります。

（３）保育所を利用する場合

> ①保育料の支払方法は、口座振替もしくは現金で金融機関等への納付となります。
> 口座振替の手続きに必要な「青森市市税等口座振替依頼書」は、青森市内の金融機関及び青森市役所にあります。
> 現金納付の場合は、利用開始月の１５日頃までに青森市から「納入通知書」が送付されます。
>
> ・口座振替の場合の振替日・・・各月の末日（12 月は 28 日）
> ・現金納付の場合の納期・・・・各月 16 日～末日（12 月は 28 日）
> ただし、各月の末日（１２月は２８日）が土日祝日にあたる場合は、その翌開庁日が振替日・納期限となります。
>
> ②月の初日に在籍していた場合は、ひと月分の保育料を納めなくてはなりません。保育所を休んだ場合であっても、保育料は日割りにはなりません。
> ③利用後に市町村民税額などに変更のあることが判明した場合、該当する月までさかのぼって保育料が変更される場合があります。

Ⅱ 幼稚園等利用案内

【幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する方】

Ⅱ－１　利用までの流れ

◎幼稚園、認定こども園（教育部分）の入園を希望する方は、希望する幼稚園または認定こども園に必要書類を提出してください。入園申込書や教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書の提出期限など、詳しくは各施設にお問い合わせください。

教育・保育給付認定申請は不要です

（１）新制度に移行しない幼稚園

※青森市内の幼稚園は全て新制度に移行済→（２）へ

- 幼稚園から入園申込書をもらい、希望する幼稚園に提出します。
- ↓ 入園内定
- ※入園の可否は各幼稚園・認定こども園で判断します。
- ↓ 幼稚園との面談等、入園に向けた準備
- ↓ 入園

１号認定

（２）新制度に移行した幼稚園　認定こども園（教育部分）

- 施設から入園申込書、教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書をもらい、希望する幼稚園、認定こども園に提出します。
- ↓ 入園内定 → 施設との面談等、入園に向けた準備
- ↓ 教育・保育給付認定の申請（各園から市へ） → 教育標準時間認定支給認定証の交付（市から保護者へ）
- ↓ 入園

【保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業との併願を希望される方へ】

　１２ページの利用までの流れに沿って、保育所等への申込みをしてください。教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書は「保育の必要性の有無」欄の「有」にチェックをし、市担当課または希望保育所等へ提出してください。幼稚園には入園申込書のみ提出してください。

Ⅱ-２　幼稚園等の利用に必要な書類

（１）**新制度に移行しない幼稚園を希望する方**

希望先の幼稚園にお問い合わせください。

（２）**新制度に移行した幼稚園、認定こども園（教育部分）を希望する方**

※書類は、子ども１人につき一式の提出が必要です。

①**入園申込書**

各施設によって様式が異なります。希望先の幼稚園・認定こども園にお問い合わせください。

②**教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書**

３０～３３ページの記載例をご覧ください。

＜添付書類＞副食費徴収免除者を決定するための書類【必要な方のみ】

下記に該当する場合、書類の提出が必要です。

書類の提出が必要な場合	提出書類	備考
子どもの就学前の兄または姉が次の施設のみを利用している （新制度に移行しない幼稚園 特別支援学校幼稚部 児童心理治療施設 児童発達支援 医療型児童発達支援）	◎在園（所）証明書 ※兄弟姉妹で同時に申込みする場合、弟妹の分は原本をコピーして添付していただくことも可能です。	副食費徴収免除の対象となる場合があります。（P39、P40参照） ※提出後に変更があった場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。

（備考）

1　令和６年１月１日、令和７年１月１日時点で青森市に住所がある方は、市が保有する税関連データを利用しますが、期限を過ぎて確定申告した場合など、税額に変更がある場合には市担当課へ連絡が必要です。

2　未申告のため税データが無い場合など、税額の確認が取れない場合には、副食費徴収となる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅱ-３　家庭状況の変更

新制度に移行した幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用申込み後、家庭状況等に次のような変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請（届出）書の提出が必要です。

（１）住所が変わったとき

（２）婚姻・離婚・死亡・障がい認定など、世帯構成及び同居家族に変更があったとき

（３）税の修正・更正などにより、副食費徴収免除決定の基礎となる税額が変更になったとき

（４）生活保護の受給が開始または廃止となったとき

※　申請にあたっては、市から交付された支給認定証を添付していただく必要がありますので、支給認定証は大切に保管してください。

Ⅲ 保育所等利用案内

【保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の利用を希望する方】

Ⅲ－１　利用までの流れ

◎保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業を希望される方は、市に申込みをすることになります。また、保育の必要性等を判断するため、教育・保育給付認定の申請が必要となります。教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書を提出し、申込みをしてください。

２，３号認定

【新規利用の場合】

市または保育所等から申込書等必要書類を入手します。

【希望変更・転所の場合】

希望変更したい方は希望変更届、転所を希望する方は転所申込書を、市または保育所等から入手します。

見学は親子揃って♪

《必要なもの》

・保育所等見学チェック表、希望変更届、転所申込書

・食物アレルギー調査票（アレルギーがある場合のみ）

↓

希望する保育所等へ電話し、見学の事前予約をします。

※保育所等に空きがあるかどうか確認してから見学をしてください。

↓

子どもとともに、希望する全ての保育所等を見学し、保育所等見学チェック表・希望変更届・転所申込書に施設からサインをもらってください。病気やアレルギー、障がい等のあるお子様で、特別な配慮を必要とする場合には、対応方法等について事前に相談してください。（アレルギーがある場合は、食物アレルギー調査票を持参してください。）

↓

市担当課　または　保育所等に必要書類を提出します。

【注意】

・締切を過ぎたものは、次の締切分としての受付となります。

・親子（祖父母等も可）で見学していない保育所等への希望は、受付けることができません。必ず事前に見学し、保育所等見学チェック表等に確認を受けてください。（注）

・保育が必要であることを証明する書類がない場合は、「求職扱い」となります。

《新規利用の方の提出書類》

教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書

㊜保育所等見学チェック表

㊜保育が必要であることを証明する書類（就労証明書等）

㊜食物アレルギー調査票（アレルギーがある場合のみ）

㊜保育料軽減等決定のための書類（必要な方のみ）

↓

市で保育の必要性の審査・選考・保育所等との調整

↓

保育認定
支給認定証の交付

新規利用申込の方のみ

市役所が教育・保育給付認定申請書を受理した日から、３０日以内に支給認定証を送付します。（※４月利用は業務の集中により、利用の結果とともに送付します。）

↙ ↘

利用決定
利用決定通知を発送

↓

決定保育所等との面談等、利用に向けた準備

↓

入所

利用保留
保留通知を発送

↓

次回選考へ

（注）市外からの転入予定等の理由で事前に見学ができない場合には、市担当課へご相談ください。

Ⅲ-２　保育所等を利用できる方

保育所や認定こども園等での保育を希望する場合（２号認定・３号認定）には、

◎原則として、利用希望月の初日に青森市に住民票がある（青森市に転入予定の方は、利用希望月の初日に住民登録されている）こと

◎保護者が次のような「保育の必要な事由」に該当すること

の両方を満たすことが必要です。

保育の必要な事由

	保護者の状況	利用できる期間（最長）
①	就労の場合（月 60 時間以上の就労）	子どもの就学前まで
②	出産の準備や出産後の休養が必要な場合	出産予定月の前後各２か月間を含む５か月間
③	病気や障がいのため保育が困難な場合	療養を必要としなくなるまで
④	病人や障がい者を看護・介護している場合	看護・介護を必要としなくなるまで
⑤	災害の復旧活動が必要な場合	必要な期間
⑥	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合（月 60 時間以上の通学）	通学期間
⑦	求職活動中の場合	原則一世帯につき年度内累計３か月間
⑧	その他、①～⑦に類する状態として市が認める場合（虐待やＤＶのおそれがあるなど）	必要な期間
⑨	育児休業の場合	下記※欄をご覧ください。

※育児休業中の申込み・利用について

- 育児休業中は保育の必要性が認められないため、育児休業の対象となっている子ども及びその兄姉が保育所等の利用を申込みすることはできません。ただし、育児休業開始前に、育児休業の対象となっている子どもの兄姉が、既に保育所等を利用している場合には、継続して利用することができます。（この場合、利用できる期間は最長で、育児休業の対象となっている子どもが２歳に達する月の末日までとなります。）
- 育児休業の対象となっている子どもが利用可能となるのは、育児休業終了日が属する月（育児休業終了日が 1～13 日の場合は、育児休業終了日が属する月及びその前月）の初日からです。
- 育児休業期間内でも「育児休業期間等の変更に関する同意書」を提出する場合は、育児休業の対象となっている子どもの利用申込みが可能です。詳しくは市担当課までご相談ください。

Ⅲ－３　保育可能な子どもの年齢

保育が可能な子どもの年齢は、各保育所等により異なります。

別紙施設一覧をご覧ください。

※利用する月の１日現在の子どもの年齢により決まります。

※お子さんの発育の状況等によっては、お受けできない場合もあります。

Ⅲ－４　保育の実施年齢

保育の実施年齢は、令和７年４月１日現在の子どもの年齢により決まります。

０歳児	令和６年４月２日生まれ	～	
１歳児	令和５年４月２日生まれ	～	令和６年４月１日生まれ
２歳児	令和４年４月２日生まれ	～	令和５年４月１日生まれ
３歳児	令和３年４月２日生まれ	～	令和４年４月１日生まれ
４歳児	令和２年４月２日生まれ	～	令和３年４月１日生まれ
５歳児	平成31年４月２日生まれ	～	令和２年４月１日生まれ

Ⅲ-５　保育時間

家庭の就労実態等に応じて、保育の必要量（保育所等の利用時間）を市で決定します。保育の必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間認定の場合は最長１１時間、保育短時間認定の場合は最長８時間の利用となります。保育所等の開所時間や利用時間帯は、各施設で設定していますので、別紙施設一覧でご確認ください。

保育の必要量は、保護者から提出された就労証明書等に基づき判断します。詳しくは下記の表をご覧ください。

保護者の状況		保育必要量
就労	月１２０時間以上	標準時間
	月６０～１２０時間未満	短時間
内職		短時間
出産		標準時間
疾病		標準時間
障がい	身障手帳１、２、３級　程度 療育（愛護）手帳Ａ、Ｂ　程度 精神手帳１、２級　程度	標準時間
	身障手帳４級　程度	短時間
看護・介護	要介護３、４、５　程度 身障手帳１、２、３級　程度 療育（愛護）手帳Ａ、Ｂ　程度 精神手帳１、２級　程度	標準時間
	要介護２　程度 身障手帳４級　程度	短時間
災害復旧		標準時間
就学	月１２０時間以上	標準時間
	月６０～１２０時間未満	短時間
求職活動		短時間

・父母ともに標準時間に該当
・ひとり親で、標準時間に該当
⇒**保育標準時間認定**
最長１１時間の利用
（何時から何時までかは、各施設で設定しています。）

・父母どちらかが短時間に該当
・父母ともに短時間に該当
・ひとり親で、短時間に該当
⇒**保育短時間認定**
最長８時間の利用
（何時から何時までかは、各施設で設定しています。）

また、上記の最長の利用時間の他に、延長保育の利用も可能です。延長保育を実施している保育所等は別紙施設一覧でご確認ください。料金などは各保育所等にお問い合わせください。

なお、保育所等は原則として、日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）はお休みですが、休日も開所している保育所等もあります。別紙施設一覧でご確認ください。

Ⅲ-６　食物アレルギーへの対応について

食物アレルギーがある子どもの給食は、除去食の対応を行いますが、そのため、必要な栄養源が摂取できない場合等、除去後の対応（代替食とする等）については保育所等によって異なりますので、事前見学の際に保育所等へご相談ください。

※食物アレルギーがある場合は、利用申込みの際に「食物アレルギー調査票」を必ず提出してください。

Ⅲ-７　バス送迎

保育所等を利用している子どもを対象としたバス送迎を実施している保育所等があります。実施の有無については、別紙施設一覧でご確認ください。また、料金などの詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

※バスルートや定員に限りがある場合があります。バス送迎を希望する場合は、必ず事前に保育所等にお問い合わせください。

Ⅲ-８　障がい児保育

中・軽度の障がい児を受け入れしている保育所等があります。事前見学の際に、集団保育が可能かどうかも含め保育所等にご相談ください。

ただし、保育所等は、保育が必要な乳幼児を保護者に代わって保育することを目的とした施設ですので、保育の必要性がない子どもについて、発達を促すことを目的とした利用はできません。

Ⅲ－９　保育所等の利用に必要な書類

※書類は、子ども１人につき一式の提出が必要です。

教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書

３０～３３ページの記載例をご覧ください。

＜添付書類＞次の①～④をご確認ください。

① **保育所等見学チェック表**（子どもとともに事前の見学が必要です）

② **保育所等での保育が必要であることを証明する書類**（原則として父母の書類）

下記の該当する項目の書類の提出が必要です。

保護者の状況	提出書類	注意事項
会社など に勤務	◎就労証明書	※月６０時間以上の就労が証明されない場合は、求職扱いとなります。 ※産休・育休明けの入所申込みの場合は、期間の記入が必要です。
自営業、 農・漁業など	◎就労証明書 及び民生委員の状況確認報告書	※農・漁業の場合、冬期の就労状況についての記載が必要です。
内職	次のいずれかの書類 ◎雇用されている場合は、就労証明書 ◎自営の場合は、就労証明書 及び民生委員の状況確認報告書	
産前産後	◎母子健康手帳　の 写し （氏名及び出産予定日記載ページ）	
長期療養を要する病気、または障がいがある	次のいずれかの書類 ○医師の診断書 （保育が困難であることが記載されているもの） ○身体障害者手帳（１～４級） ○愛護（療育）手帳 ○精神障害者保健福祉手帳（１、２級） （氏名・等級・交付年月日記載ページ） などの 写し	※診断書に、保育が困難であることが記載されていない場合は、求職扱いとなります。
病人や障がい者などを看護・介護	次のいずれかの書類 ○医師の診断書 （看護・介護が必要であることが記載されているもの） ○身体障害者手帳（１～４級） ○愛護（療育）手帳 ○精神障害者保健福祉手帳（１、２級） ○介護保険被保険者証（要介護２～５） （氏名・等級・交付年月日記載ページ） などの 写し	※診断書に、看護・介護が必要であることが記載されていない場合は、求職扱いとなります。
災害等でり災した自宅等の復旧活動	◎り災証明書など　の 写し	
大学、 職業訓練校、 専門学校 などに通学	◎在学（籍）証明書 （受講期間が明記されたもの） ◎月６０時間以上の受講状況がわかるカリキュラム表 など　の 写し	※月６０時間以上の受講が証明されない場合は、求職扱いとなります。 ※趣味の講座、カルチャースクールなどは認められません。
その他、市が認める場合		

（備考）

1　申込締切日（P19 受付期間等参照）までに、保育が必要であることを証明する書類を提出できない方は、求職扱いでの選考となります。

2　民生委員の状況確認報告書とは、市担当課または保育所等で配付している「状況確認依頼書」（黄色の用紙・２枚複写）の２枚目（様式２／依頼者あて）になります。

3　兄弟姉妹で同時に申込みする場合、弟妹分は原本をコピーして添付いただくことも可能です。

4　子どもの両親以外の同居者についても、必要に応じて上記の必要書類を提出していただく場合があります。

5　就労状況の確認のため、市担当課から職場などに電話確認をすることがあります。

6　提出後に変更があった場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。

③ 食物アレルギー調査票【食物アレルギーがある場合のみ】

④ 保育料軽減及び副食費徴収免除者を決定するための書類【必要な方のみ】

下記に該当する場合、書類の提出が必要です。

書類の提出が必要な場合	提出書類	備考
子どもの就学前の兄弟姉妹が次の施設のみを利用している 新制度に移行しない幼稚園 特別支援学校幼稚部 児童心理治療施設 児童発達支援 医療型児童発達支援	◎在園（所）証明書 ※兄弟姉妹で同時に申込みする場合、弟妹の分は原本をコピーして添付していただくことも可能です。	・保育料の同時入所軽減（P8 参照）、副食費徴収免除（P39、P40 参照）の対象となる場合があります。 ※提出後に変更があった場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。
子ども本人または同居者が下記の手帳等の交付を受けている 身体障害者手帳 愛護（療育）手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当認定通知書 障害基礎年金証書	◎手帳等の 写し	・保育料の障がい者世帯の軽減（P8 参照）、副食費徴収免除（P39、P40 参照）の対象となる場合があります。 ※提出後に変更があった場合は、速やかに変更後の書類を提出してください。

（備考）

1　令和６年１月１日、令和７年１月１日時点で青森市に住所がある方は、市が保有する税関連データを利用しますが、期限を過ぎて確定申告した場合など、税額に変更がある場合には市担当課へ連絡が必要です。

2　未申告のため税データが無い場合など、税額の確認が取れない場合には、令和７年４月１日現在の子どもの年齢に応じた最も高額な保育料を適用する場合がありますので、ご注意ください。また、副食費についても徴収となる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅲ-１０　申込から利用までの流れ

（１）事前見学

保育所等の利用には、申込前にお子様を連れて事前に見学することが必須となっています。必ず保育所等に電話で訪問日時を確認の上、訪問してください。お子様とともに、すべての希望保育所等を見学し、保育所等見学チェック表にサインをもらってください。アレルギーがある場合には、食物アレルギー調査票を持参してください。

見学する際には、保育所等の保育方針、登園ルート等はもちろん、病気やアレルギー、障がい等のあるお子様で、特別な配慮を必要とする場合には、対応方法等を保育所等へ事前にご相談ください。

なお、事前見学の際にはできるだけ、保育所等見学チェック表に保護者や子どもの氏名、住所等を記入のうえ、持参してください。

※親子（祖父母等も可）で見学をしたことの確認を受けていない保育所等への希望は、受付けることができません。希望保育所等には必ずお子様を連れて見学に行き、「保育所等見学チェック表」に確認を受けてください。市外からの転入予定等の理由で事前に見学ができない場合には、市担当課へご相談ください。

（２）受付期間等

令和７年度保育所等新規利用申込の受付は、**令和６年 12 月２日（月）**から開始します。下記の①または②のいずれかに申込書類を提出してください。

① 市担当課　　…下記締切日までに申込書類を提出してください。

② 希望保育所等…下記締切日の 前日まで に申込書類を提出してください。

締切日	令和７年４月入所	５月～２月入所	令和８年３月入所
第１回目	令和７年２月３日（月）	入所希望月の前月 10 日	令和８年２月 10 日（火）
第２回目	令和７年３月３日（月）	入所希望月の前月 20 日	――――――
第３回目	令和７年３月 17 日（月）	――――――	――――――

※令和 6 年 12 月 2 日よりも前に申込を受付けることはできません。

※申込締切日が土日祝日にあたる場合は、その前の市役所開庁日が締切日となります。

※毎月最終締切日以降に、緊急に保育の必要な事由が生じた場合は、市担当課にご相談ください。

（３）選考

利用可能な子どもの数に空きがある保育所等について、選考に必要な全ての書類が提出されている方を対象に、申請内容から優先順位を判定し、各申込締切日以降に選考します。

※利用可能な子どもの数に空きがない保育所等については、選考は行われません。

※求職活動を理由とした申込みは、保育の必要性の優先順位を考慮し、申込期日に関わらず最終締切分での選考対象となります。

※「保育が必要であることを証明する書類（１７ページ参照）」が未提出の場合は、求職扱いとなり、申込期日に関わらず最終締切分での選考対象となります。

※選考は保育所等ごとに行います。第３希望まで記入した場合は、第１希望から順次選考を行います。第１希望のみ記載された方を優先することはありません。

ただし、４月利用の第１回目および第２回目選考については、第１希望のみで選考を行います。

※保護者の産休・育休明けにおける利用申込みについて

次のア・イの条件をいずれも満たす場合には、希望する保育所等の利用定員を超えて、予め決められた枠内において選考することがあります。詳しくは、市担当課へお問い合わせください。

ア　産休・育休終了日が属する月（終了日が１～１３日の場合は、終了日が属する月及びその前月、終了日が末日の場合は、終了日が属する月及びその翌月）の利用を希望

イ　次のいずれかの場合

① 産休・育休取得の際に保育所等を退所した子どもが、産休・育休開始前に利用していた保育所等を希望

② 産休・育休の対象となっている子どもが、産休・育休取得前から利用している兄弟姉妹と同じ保育所等を希望

※選考状況等ご不明な点がございましたら、市担当課へお問い合わせください。

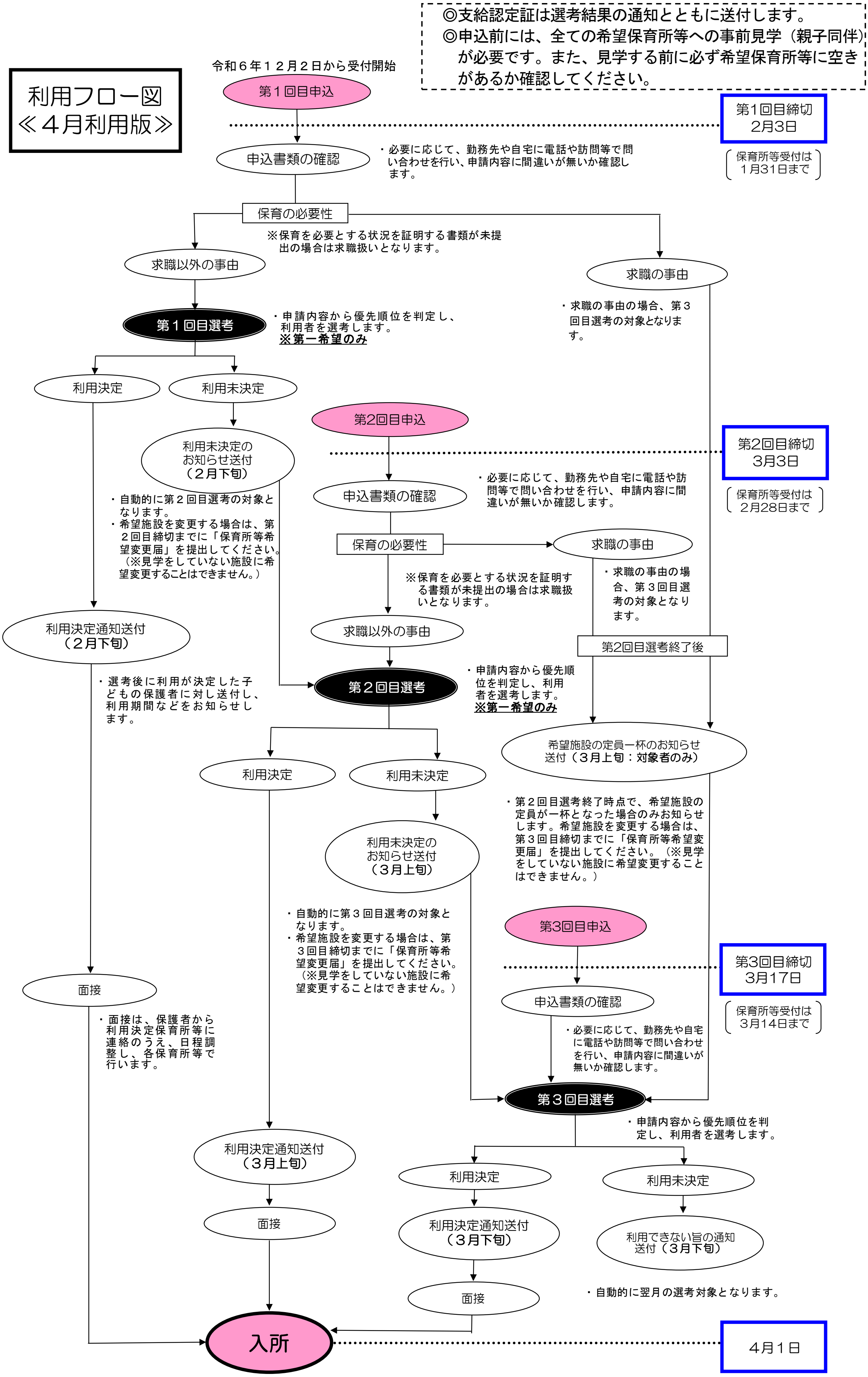

◎支給認定証は選考結果の通知とともに送付します。
◎申込前には、全ての希望保育所等への事前見学（親子同伴）が必要です。また、見学する前に必ず希望保育所等に空きがあるか確認してください。
利用フロー図
≪４月利用版≫
令和６年１２月２日から受付開始
第１回目申込
第1回目締切
2月3日
保育所等受付は
1月31日まで
申込書類の確認
・必要に応じて、勤務先や自宅に電話や訪問等で問い合わせを行い、申請内容に間違いが無いか確認します。
保育の必要性
※保育を必要とする状況を証明する書類が未提出の場合は求職扱いとなります。
求職以外の事由
求職の事由
・求職の事由の場合、第３回目選考の対象となります。
第１回目選考
・申請内容から優先順位を判定し、利用者を選考します。
※第一希望のみ
利用決定
利用未決定
第2回目申込
第2回目締切
3月3日
保育所等受付は
2月28日まで
利用未決定のお知らせ送付
（２月下旬）
・自動的に第２回目選考の対象となります。
・希望施設を変更する場合は、第２回目締切までに「保育所等希望変更届」を提出してください。（※見学をしていない施設に希望変更することはできません。）
申込書類の確認
・必要に応じて、勤務先や自宅に電話や訪問等で問い合わせを行い、申請内容に間違いが無いか確認します。
保育の必要性
求職の事由
※保育を必要とする状況を証明する書類が未提出の場合は求職扱いとなります。
・求職の事由の場合、第３回目選考の対象となります。
利用決定通知送付
（２月下旬）
求職以外の事由
第2回目選考終了後
・選考後に利用が決定した子どもの保護者に対し送付し、利用期間などをお知らせします。
第２回目選考
・申請内容から優先順位を判定し、利用者を選考します。
※第一希望のみ
希望施設の定員一杯のお知らせ送付（３月上旬：対象者のみ）
利用決定
利用未決定
・第２回目選考終了時点で、希望施設の定員が一杯となった場合のみお知らせします。希望施設を変更する場合は、第３回目締切までに「保育所等希望変更届」を提出してください。（※見学をしていない施設に希望変更することはできません。）
利用未決定のお知らせ送付
（３月上旬）
・自動的に第３回目選考の対象となります。
・希望施設を変更する場合は、第３回目締切までに「保育所等希望変更届」を提出してください。（※見学をしていない施設に希望変更することはできません。）
第3回目申込
第3回目締切
3月17日
保育所等受付は
3月14日まで
面接
申込書類の確認
・面接は、保護者から利用決定保育所等に連絡のうえ、日程調整し、各保育所等で行います。
・必要に応じて、勤務先や自宅に電話や訪問等で問い合わせを行い、申請内容に間違いが無いか確認します。
第３回目選考
・申請内容から優先順位を判定し、利用者を選考します。
利用決定通知送付
（３月上旬）
利用決定
利用未決定
面接
利用決定通知送付
（３月下旬）
利用できない旨の通知送付（３月下旬）
面接
・自動的に翌月の選考対象となります。
入所
4月1日

利用フロー図
≪５月以降利用版≫

※ ３月利用の２回目選考はありません。

◎教育・保育給付認定申請（申込）をしてから通常 30 日以内に支給認定証が送付されます。
◎申込前には、全ての希望保育所等への事前見学（親子同伴）が必要です。
また、見学する前に必ず希望保育所等に空きがあるか確認してください。

第１回目申込

第１回目締切（10 日）

申込書類の確認

・必要に応じて、勤務先や自宅に電話や訪問等で問い合わせを行い、申請内容に間違いが無いか確認します。

保育の必要性

※保育を必要とする状況を証明する書類が未提出の場合は求職扱いとなります。

求職以外の事由

第１回目選考

・申請内容から優先順位を判定し、利用者を選考します。

- **利用決定**
  - **利用決定通知送付（14 日頃）**
    - ・選考後に利用が決定した子どもの保護者に対し送付し、利用期間などをお知らせします。
  - **面接**
    - ・面接は、保護者から利用決定保育所等に連絡のうえ、日程調整し、各保育所等で行います。
  - → **入所**
- **利用未決定**
  - ・自動的に第２回目選考の対象となります。
  - **利用未決定のお知らせ送付（14 日頃）**
    - ※利用希望月の１回のみ発送します。
    - ・希望施設を変更する場合は、第２回目締切までに「保育所等希望変更届」を提出してください。（※見学をしていない施設に希望変更することはできません。）
  - → 第２回目選考

求職の事由

・求職の事由の場合、第２回目選考の対象となります。

第１回目選考終了後

※利用希望月の１回のみ発送します。

希望施設の定員一杯のお知らせ送付（14 日頃：対象者のみ）

・第１回目選考終了時点で、希望施設の定員が一杯となった場合のみお知らせします。希望施設を変更する場合は、第２回目締切までに「保育所等希望変更届」を提出してください。（※見学をしていない施設に希望変更することはできません。）

→ 第２回目選考

第２回目申込

第２回目締切（20 日）

申込書類の確認

第２回目選考

- **利用決定**
  - **利用決定通知送付（24 日頃）**
  - **面接**
  - → **入所**
- **利用未決定**
  - **利用できない旨の通知送付（24 日頃）**
  - ※利用希望月の１回のみ発送します。
  - ・自動的に翌月の選考対象となります。

入所 — 翌月１日

Ⅲ－１１　保育所等入所選考基準

選考は、受入可能数に空きがある保育所等について、以下の優先順位に基づき、各家庭の諸事情を総合的に勘案したうえで行います。

《優先順位 A》

例（順不同）

・月１５０時間以上程度の就労、就学のため保育が必要な場合
・保護者の長期入院や重度障がいなどで、保育が必要な場合

《優先順位 B》

例（順不同）

・月１２０時間以上程度の就労、就学のため保育が必要な場合
・保護者の短期入院や中程度の障がいなどで、保育が必要な場合
・重度の要介護者や障がい者･長期療養を要する病人などを常時介護するため、保育が必要な場合
・母が出産の前後のため、保育が必要な場合

《優先順位 C》

例（順不同）

・月９０時間以上程度の就労、就学のため保育が必要な場合
・保護者の自宅療養などで、保育が必要な場合
・中程度の要介護者や障がい者･長期療養を要する病人などを常時介護するため、保育が必要な場合

《優先順位 D》

例

・月６０時間以上程度の就労、就学のため保育が必要な場合

《優先順位 E》

例

・月６０時間以上程度の内職をしているため、保育が必要な場合
・軽度の要介護者や障がい者･長期療養を要する病人などを常時介護するため、保育が必要な場合

《優先順位 F》

例

・就労を予定し、求職活動中（予定）である場合

ひとり親家庭などの場合や、※産休・育休明けの復職の場合は、優先順位が高くなります。

※産休・育休明けの復職の場合は、産休・育休終了日が属する月（終了日が 1～13 日の場合は、終了日が属する月及びその前月、終了日が末日の場合は、終了日が属する月及びその翌月）の選考において優先順位が高くなります。

Ⅲ-１２　利用できなかったとき

（１）希望する保育所等に空きがない場合や、申込者が定員を上回り、選考の結果利用できない場合には、第１回目選考終了後（４月利用の場合は、加えて第２回目選考終了後）に利用未決定のお知らせを、最終選考終了後に利用できない旨の通知を送付します。（それぞれ**利用希望月の１回のみの送付**となります。）

（２）毎月の最終選考終了時点で利用が決定しなかった場合は、「利用保留」として登録され、自動的に翌月以降の選考の対象となります。

（３）提出していただいた申込書は、年度内のみ有効です。

（４）利用保留中に、家庭状況や就労状況、希望保育所等の変更などがあった場合は、必ず市担当課へ連絡してください。連絡がない場合は、選考上不利になる場合があります。

（５）利用の必要がなくなった場合には、必ず申込みの取下げを行ってください。

Ⅲ-１３　希望保育所等の変更

希望保育所等を変更する場合は、希望保育所等にお子様を連れて見学に行った上で、希望変更届の提出が必要です。市担当課へ、変更を希望する月の前月 10 日または 20 日（その日が土日祝日にあたる場合は、その前の市役所開庁日）までに提出してください。

※親子（祖父母等も可）で見学をしたことの確認を受けていない保育所等への希望は、受付けることができません。希望保育所等には必ずお子様を連れて見学に行き、希望変更届の「見学チェック表」に確認を受けてください。

※保育所等に書類を提出する場合は、締切日までに市担当課へ届くよう、余裕をもってご提出ください。

Ⅲ-１４　利用決定の取消し

利用が決定した場合であっても、下記に該当するときは取消しになることがあります。

（１）事実と違う申告をしたとき

（２）利用決定した保育所等で集団保育が困難と認められるとき

Ⅲ-１５　家庭状況の変更

保育所等の利用申込み後、家庭状況等に次のような変更があった際には、保育の必要量や保育料が変更となる場合がありますので、速やかに教育・保育給付認定変更申請（届出）書を提出してください。

（１）住所が変わったとき

（２）保護者の勤務先・勤務時間など、就労状況が変わったとき

（３）婚姻・離婚・死亡・障がい認定など、世帯構成及び同居家族に変更があったとき

（４）税の修正・更正などにより、保育料決定の基礎となる税額が変更になったとき

（５）生活保護の受給が開始または廃止となったとき

（６）保育を必要とする理由が変更になったとき

※　申請にあたっては、市から交付された支給認定証を添付していただく必要がありますので、支給認定証は大切に保管してください。

Ⅲ-１６　利用時間の変更

保護者の就労時間の変更、保育を必要とする理由の変更等により、保育所等の利用時間の変更を希望する場合は、教育・保育給付認定変更申請（届出）書の提出が必要です。市担当課へ、利用時間の変更を希望する月の前月の末日（その日が土日祝日及び年末年始にあたる場合は、その前の市役所開庁日）までに提出してください。

※月途中からの利用時間の変更はできません。
※保育所等に書類を提出する場合は、締切日までに市担当課へ届くよう、余裕をもってご提出ください。

Ⅲ-１７　転所

保育所等の転所を希望される場合は、保育所等転所申込書の提出が必要です。市担当課へ、転所を希望する月の前月 10 日または 20 日（その日が土日祝日にあたる場合は、その前の市役所開庁日）までに提出してください。

転所を希望される場合も、希望保育所等の事前見学は必要となります。

※親子（祖父母等も可）で見学をしたことの確認を受けていない保育所等への希望は、受付けることができません。希望保育所等には必ずお子様を連れて見学に行き、保育所等転所申込書裏面の「見学チェック表」に確認を受けてください。
※保育所等に書類を提出する場合は、締切日までに市担当課へ届くよう、余裕をもってご提出ください。
※４月転所申込みについては、通常の締切日とは異なりますので、ご注意ください。

Ⅲ-１８　退所

保育所等の退所を希望される場合は、保育所等退所届の提出が必要です。市担当課へ、退所する月の末日（その日が土日祝日及び年末年始にあたる場合は、その前の市役所開庁日）までに提出してください。

※保育所等に書類を提出する場合は、締切日までに市担当課へ届くよう、余裕をもってご提出ください。
※月の初日に在籍している場合には、保育所等に既に通っていない場合でも保育料は納めなければなりません。

Ⅲ-19　保育所等　Q&A

（１）利用申込みに関すること

Ｑ：　各保育所等の空き状況を確認したいのですが？

Ａ：　市担当課にお問い合わせください。ただし、空き状況は、お問い合わせ時と選考時で変動がありますことをご了承ください。

Ｑ：　保育所等は、申込みをすれば必ず利用することができますか？

Ａ：　年齢や地域によって利用しやすさに違いがあります。選考による決定ですので、必ず利用できるとは限りません。

Ｑ：　育児休業中でも保育所等を利用できますか？

Ａ：　育児休業中は保育の必要性が認められないため、育児休業の対象となっている子ども及びその兄姉が保育所等の利用を申込みすることはできません。ただし、育児休業開始前に、育児休業の対象となっている子どもの兄姉が、既に保育所等を利用している場合には、継続して利用することができます。（この場合、利用できる期間は最長で、育児休業の対象となっている子どもが２歳に達する月の末日までとなります。）

Ｑ：　利用申込後に育児休業を延長しました。必要な手続きはありますか？

Ａ：　育児休業の期間によって、利用が可能となる月が異なります。提出済みの就労証明書に記載されている期間が変更となった場合には、必ず市担当課にご連絡いただくとともに、変更後の期間が記載された就労証明書の再提出をお願いします。
なお、変更後の期間によっては、利用希望期間を変更していただく場合があります。

Ｑ：　求職中でも保育所等の利用申込みはできますか？

Ａ：　申込み可能です。求職理由での利用期間は、原則一世帯につき年度内累計 ３ か月です。就労開始後は、速やかに就労証明書を市担当課もしくは利用している保育所等にご提出ください。

Ｑ：　利用申込み前に保育所等の見学は必要ですか？

Ａ：　申込前の見学は必須となっています。事前に保育所等に連絡のうえ、お子様と一緒に見学してください。保育内容や、開所時間内に送迎可能か、送迎用の駐車場があるか、などの点をご自身でご確認ください。

Ｑ：　申込後の希望変更はできますか？

Ａ：　希望変更については随時受付けています。変更を希望する場合は、希望保育所等を見学のうえ、希望変更届を市担当課にご提出ください。

Ｑ：　兄弟姉妹は必ず同じ保育所等を利用できますか？

Ａ：　在園児童数の状況により、別々の保育所等になることもあります。同時利用のみを希望される場合は、申込書の所定の欄にご記入ください。

Ｑ：　兄弟姉妹で利用申込みする場合、申込みに必要な書類は全員分必要ですか？

Ａ：　申込みに必要な書類は、人数分提出していただく必要があります。ただし、兄弟姉妹で同時に申込みする場合、弟妹の分は原本をコピーして添付していただくことも可能です。

Ｑ：　現在、離婚に向けて別居中です。ひとり親世帯としての申込はできますか？

Ａ：　正式に離婚が成立するまでは、ひとり親世帯としての取扱いはできません。父母それぞれについて必要書類をご準備ください。保育料についても、父母の税額の合計により決定します。

Ｑ：　青森市外の保育所等を利用したいのですが？

Ａ：　青森市外の保育所等を申込む場合は、あらかじめ希望先の市区町村に申込締切日や必要書類をご確認のうえ、締切に間に合うよう余裕を持って、市担当課にご相談ください。

Ｑ：　出生前の利用予約はできますか？

Ａ：　できません。出生届を出した後に申込みをしてください。ただし、保育所等により保育可能なお子さんの年齢は異なりますので、事前にお問い合わせください。

Ｑ：　利用枠（空き）の無い保育所等への利用申込みはできますか？

Ａ：　在園児の退所などで空きが出た場合、それまでに申込みのあった方が選考の対象となりますので、利用の希望があれば申込みをしてください。

Ｑ：　現在、利用保留中ですが、いつになったら利用できますか？

Ａ：　在園児の退所などで空きが出た場合、毎月の選考により利用の可否が決まります。

（２）転所に関すること

Ｑ：　現在、保育所等を利用していますが、別の保育所等に移ることはできますか？

Ａ：　転所の申込みが必要です。希望保育所等を見学のうえ、保育所等転所申込書をご提出ください。選考により転所の可否が決定されます。

Ｑ：第3希望の保育所等に決定しましたが、第1希望の保育所等に空きが出たら、転所できますか？

Ａ：第３希望の保育所等を利用後、転所の申込みが必要です。希望保育所等を見学のうえ、保育所等転所申込書をご提出ください。選考により転所の可否が決定されます。

Ｑ：現在利用している保育所等から、別な保育所等への利用が決定しましたが、転所せずに今の保育所等に残れますか？

Ａ：原則としてできません。転所が決定した場合には、転所後の枠に別の利用希望者が決定している可能性があります。転所前の保育所等に戻るためには、改めて転所の申込みをしていただき、選考となります。

Ｑ：転所申込みをしていましたが、転所の必要がなくなりました。転所希望を取下げたい場合は、どのような手続きが必要ですか？

Ａ：転所の必要がなくなった場合には、希望変更届を提出し、必ず申込みの取下げを行ってください。書類の提出がない場合は、転所申込みは年度内有効となり、転所が決定するまで自動的に毎月選考の対象となります。

（３）選考に関すること

Ｑ：選考結果はどうすればわかりますか。

Ａ：利用が決定した場合には、選考毎に利用決定通知を送付します。利用が決定しなかった場合には、利用希望月の１回のみ、利用未決定のお知らせ又は利用できない旨の通知を送付します。（詳しくは２１、２２ページの利用フロー図をご覧ください。）従いまして、通知が届く前に選考結果を確認したい場合は、お手数ですが、市担当課にお問い合わせください。

Ｑ：現在、利用保留中です。就職が決まりましたが、どうすればいいですか？

Ａ：申込後に就労状況、世帯状況が変わった場合は、必ず届け出てください。届出がない場合は、提出済みの書類での選考となります。

(例)就職したが、就労証明書を提出しなかった

⇒「求職中」で優先順位Ｆとして選考

Ｑ：利用申込書に第3希望まで記載しましたが、どのように選考するのですか？
また、第1希望だけの希望の場合は、優先されますか？

Ａ：選考は保育所等ごとに行います。第３希望まで記入した場合は、第１希望から順次選考を行います。第１希望のみ記載された方を優先することはありません。
ただし、４月利用の第１回目および第２回目選考については、第１希望のみで選考を行います。

Ｑ：申込みが早いほうが、選考上、優先されますか？長く利用保留となっている場合、選考上、優先されますか？

Ａ：申込みの順番や利用保留の実績は、考慮しません。選考は、青森市の入所選考基準に基づき実施しています。

（４）保育料に関すること

Ｑ：保育料はいくらですか？

Ａ：保護者等の前年度、本年度の税額や４月１日現在の子どもの年齢（保育の実施年齢）に応じて０円～50,000 円まで段階的に設定されています。青森市ホームページの保育料金表を参考にしてください。

Ｑ：利用する保育所等によって、保育料は違いますか？

Ａ：保育料は、保護者等の前年度、本年度の税額や保育の実施年齢に応じて設定していますので、どの保育所等を利用しても同じになります。

Ｑ：保育所等を利用中ですが、2歳になったら保育料は変更となりますか？

Ａ：保育料に関しては、保護者等の前年の税額や保育の実施年齢に応じて設定していますので、年齢による年度途中での変更はありません。ただし、教育（１号認定）を希望する場合は、満３歳を迎えた日から無料となります。

Ｑ：<u>兄弟姉妹で保育所等に入った場合、保育料はどうなりますか？</u>

Ａ：利用している子どもの人数によって同時入所軽減があります。詳しくは、市担当課にお問い合わせいただくか、青森市ホームページなどでご確認ください。

Ｑ：<u>子どもが3人保育所等を利用していましたが、上の子が小学校に入学し、現在、2人が保育所等を利用しています。3人保育所等に入っていた昨年度よりも、今年度の保育料が高くなりました。どういうことですか？</u>

Ａ：多子同時利用により保育料が軽減される場合があります。詳しくは、市担当課にお問い合わせください。

Ｑ：<u>欠席した場合、保育料は日割り計算されますか？</u>

Ａ：欠席による保育料の日割り計算は、行っていません。月の初日に保育所等に在籍している場合、ひと月分の保育料を納付していただきます。

Ｑ：<u>母子家庭ですが、保育料は無料ですか？</u>

Ａ：保育料は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

Ｑ：<u>祖父母等の親族と同居していますが、保育料はどうなりますか？</u>

Ａ：保育料は、原則として子どもの父母の税額の合計で決まりますが、子どもの父母の両方が、就労による収入を得ていない場合（学校通学中や求職中など）には、同居の祖父母等のうち、税額が一番高い方を家計の主宰者（家計を担う主たる者）と認定し、保育料の算定に含みます。

（５）その他

Ｑ：<u>育児休業期間終了後のならし保育はいつからですか？期間はどのくらいですか？</u>

Ａ：育児休業終了日の２週間前の日が属する月の初日からとなり、期間は２週間程度としています。

Ｑ：<u>3歳以上は主食のお弁当が必要ですか？</u>

Ａ：各保育所等によって現物持参や実費負担していただく場合があります。詳しくは、各保育所等に直接お問い合わせください。

Ｑ：<u>保育所等を利用後、家庭状況や、就労状況に変更があった場合は、手続きが必要ですか？</u>

Ａ　必要です。要件の変更があった場合は、速やかに市担当課にご連絡ください。
また、就労状況に変更があった場合は、就労証明書を再度提出していただくことになります。

◇　教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書の記載例

（表面）

記載例

申請者の方へ　この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書（兼 保育児童台帳）

受付印

青森市長　様

次のとおり、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により、教育・保育給付に係る認定を申請します。

また、保育所等の利用について、「同意事項」に同意の上、申込みします。

令和 **6** 年 **12** 月 **2** 日

※太枠内を記入してください。

申請者（保護者）				
住所	〒 **030 — 0801**　青森市 **青森市新町1丁目3－7** 方書	連絡先	父	**090 - ○○○○ - ◇◇◇◇**
			母	**080 - △△△△ - □□□□**
			（ **祖母** ）	**017 - ○○○ - ▽▽▽▽**
		認定希望日の属する年の前年1月1日現在の住所	父	青森市・(青森市外)（市町村名： **新宿区** ）
			母	(青森市)・青森市外（市町村名：　）
フリガナ	**アオモリ　タロウ**	認定希望日の属する年の1月1日現在の住所	父	青森市・(青森市外)（市町村名： **仙台市** ）
氏名	**青森　太郎** ※1		母	(青森市)・青森市外（市町村名：　）

※1 本人が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

※太枠内を記入してください。

児童				
フリガナ	**アオモリ　イチロウ**	生年月日	性別	整理番号
氏名	**青森　一郎**	平成・(令和) **3** 年 **4** 月 **28** 日	(男)・女	
個人番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	当該児童は扶養している児童のうち何番目の子どもですか		認定こども園、保育所(園)
障害者手帳等の有無(※2)	☑有　身体障害者手帳（　）級／愛護（療育）手帳（A・B）／特別児童扶養手当認定通知書（　）級／（　）級 □無	☑1番目　□2番目　□3番目以降(　番目)		号　／1

有の場合は手帳の写しを添付してください。

保育の必要性の有無		
☑無：1号認定（満3歳～5歳）	…の教育を希望する場合 中面②、③に必要事項を記入してください。 裏面「同意事項」の①～③をよくお読みください。	幼稚園名または認定こども園名 **○○幼稚園** 入園予定日 **令和 7** 年 **4** 月 **1** 日
☑有：2号認定（満3歳～5歳）	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育を希望する場合 以下①と中面②～④に必要事項を記入してください。 裏面「同意事項」の①～⑫をよくお読みください。	
□有：3号認定（0歳～2歳）		

※2 「有」の場合は手帳等の写しを添付

① 保育所等利用希望内容 【 …】です。

1号認定の方は記入する必要はありません。

※太枠内を記入してください。

保育を希望する期間	**令和 7** 年 **4** 月 1 日から		
利用を希望する保育所等の名称 第1希望	**○○○**	(保育所(園))・認定こども園・地域型保育事業所	〔理由〕(自宅に近い)・職場に近い・通勤途中・兄弟姉妹が入所　その他（　）
第2希望	**△△△**	保育所(園)・(認定こども園)・地域型保育事業所	〔理由〕自宅に近い・(職場に近い)・通勤途中・兄弟姉妹が入所　その他（　）
第3希望		保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業所	〔理由〕自宅に近い・職場に近い・通勤途中・兄弟姉妹が入所　その他（　）
保育の状況	利用申込の時点 … ☑家庭保育 □祖父母等親族が保育 □職場で保育 □幼稚園 □その他（　） 利用不可の場合 … □家庭保育 ☑祖父母等親族が保育 □職場で保育 □幼稚園 □その他（　）		
兄弟姉妹同時利用に関する確認事項	☑保育所等の利用が可能な人数だけでも利用する（利用開始月が別々になってもよい）（☑全員同じ保育所等のみ　□別々の保育所等でも良い） 【優先する児童の名前】① **青森　一郎**　② **青森　二郎**　③　④ □全員同時利用できなければ利用しない（利用開始月を同時にする）（□全員同じ保育所等のみ　□別々の保育所等でも良い）		

受付	実施理由		基準指数		加点							世帯		実施年齢	第三子	手帳等	保育時間	システム	
	父	母	父	母	育	一	障	兄	地	廃				歳				申	決

（中面左）

② 世帯の状況 【必須】

※太枠内を記入してください。

区分	(フリガナ) 氏名	児童との続柄	生年月日 個人番号	職業、学校名 単身赴任等	障害者手帳等の有無（※3）	市町村民税 整理番号
保護者	アオモリ タロウ 青森 太郎	父	昭和 平成（○） 2年 2月 3日 △△△△△△△△△△△△	○○商事 ☑同居 □別居	□有 ☑無	
保護者	アオモリ ハナコ 青森 花子	母	昭和 平成（○） 4年 4月 5日 ○○○○○○○○○○○○	求職活動中 ☑同居 □別居	□有 ☑無	
児童の兄弟姉妹（※別居している場合も記載が必要です）	アオモリ ジロウ 青森 二郎	弟	昭和 平成 令和（○） 6年 6月 7日	□就労 □就学 ☑その他（在宅） ☑同居 □別居	□有 ☑無	
			昭和 平成 令和 年 月 日	□就労 □就学 □その他（ ） □同居 □別居	□有 □無	
			昭和 平成 令和 年 月 日	□就労 □就学 □その他（ ） □同居 □別居	□有 □無	
			昭和 平成 令和 年 月 日	□就労 □就学 □その他（ ） □同居 □別居	□有 □無	
			昭和 平成 令和 年 月 日	□就労 □就学 □その他（ ） □同居 □別居	□有 □無	
			昭和 平成 令和 年 月 日	□就労 □就学 □その他（ ） □同居 □別居	□有 □無	
同居している祖父母等	アオモリ ウメコ 青森 梅子	祖母	大正 昭和（○） 平成 令和 41年 8月 9日	在宅	☑有 □無	
	アオモリ ゴロウ 青森 五郎	祖父	大正 昭和（○） 平成 令和 42年 10月 11日	○○株式会社	□有 ☑無	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		□有 □無	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		□有 □無	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		□有 □無	
			大正 昭和 平成 令和 年 月 日		□有 □無	

有の場合は手帳の写しを添付してください。

※3「障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、愛護(療育)手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知書、障害基礎年金証書をいいます。
同居している方が「有」の場合は手帳等の写しを添付してください。

（中面右）

③ 家庭の状況 【必須】

※太枠内を記入してください。

生活保護受給の有無	□有 ☑無	※「有」の方は、下記についてご記入下さい。 受給開始年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
家庭の状況	☑ ひとり親家庭以外 □ ひとり親家庭（□ 離婚 □ 未婚 □ 死別）	

④ 保育の必要な事由 【

1号認定の方は記入する必要はありません。

※太枠内を記入してください。

保育の必要な事由	保護者 父	保護者 母	添付書類 ※父・母どちらも必要です ※◎は必ず必要なもの、○はいずれか必要なものです	保育時間の認定について
	☑ 就労	□ 就労	◎就労証明書 及び ◎民生委員の	月120時間以上→標準時間 月60～120時間未満→短時間 内職→短時間
		□ 妊娠・出産	日）	標準時間
	□ 疾病・障がい	□ 疾病・障		疾病→標準時間 障がい→程度による
	□ 看護・介護	□ 看護・介護	ともに写し可 （看護 れているもの）	看護・介護の状況による
	□ 災害復旧	□ 災害復旧	◎り災証明書などの写し	標準時間
	□ 求職活動	☑ 求職活動		
	□ 就学	□ 就学	◎在	時間 →短時間
	□ その他	□ その他	その他の理由を記入 （ ）	
保育時間の認定			□標準時間 ☑短時間	※父母どちらかが短時間に該当する場合は短時間認定になります。 ※標準時間は最長11時間、短時間は最長8時間の利用になります。

父母ともに必要な書類を確認し、忘れずに添付してください。

保護者の状況により保育時間が認定されます。表の右側に記載されている内容に従って、「標準時間」か「短時間」にチェックをつけてください。

※ 申込み児童の出産を理由に会社等を退職し、同じ職場に再就職する方へ
退職日が、出産予定月の前2か月以内で、かつ出産月の3か月後の月の14日までに復職する場合は、育児休業明けとみなし、優先順位が高くなる場合があります。該当する場合は、退職前の就労を証明する就労証明書等を提出してください。

○ 保育料軽減及び副食費徴収免除者を決定するための書類【必要な方のみ】 ※下記に該当する場合、書類の添付が必要です。

書類の添付が必要な場合	添付書類
子どもの就学前の兄弟姉妹が次の施設のみを利用している （新制度に移行しない幼稚園 特別支援学校幼稚部 児童心理治療施設 児童発達支援 医療型児童発達支援）	◎在園（所）証明書 ※兄弟姉妹で同時に申込みする場合、弟妹の分は原本をコピーして添付していただくことも可能です。
子ども本人または同居者が下記の手帳等の交付を受けている （身体障害者手帳 愛護(療育)手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当認定通知書 障害基礎年金証書）	◎手帳等の写し

（裏面）

同　　意　　事　　項

【1号認定、2号認定、3号認定共通】

①個人情報の提供について

・ 市は、教育・保育給付の認定に必要な市町村民税の情報（同居者を含む）、生活保護受給に関する情報、障害者手帳等に関する情報及び世帯情報を閲覧・照会し、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して通知します。

②提出書類について

・ 提出された書類については、お返しいたしません。

③郵便物の送付について

・ 市からの郵便物は、保護者の住民票上の住所に送付します。

【2号認定、3号認定希望者のみ】

④記載事項について

・ 申込みの内容が事実と異なる場合は、利用決定を取り消すことがあります。

・ 申込み後、家庭状況やお仕事の状況が変わった場合には、速やかに市担当課または施設へご連絡ください。ご連絡がない場合、利用決定を取り消すことがあります。

・ 申込書類に記載された内容は、必要に応じて保育所等にお知らせします。

⑤希望保育所等の事前見学について

・ 希望保育所等へは、必ずお子様と一緒に見学してください。保育所等見学チェック表へのチェックを受けていない保育所等への希望は受付けることができません。事前見学は、希望保育所等の変更や転所申込みの際にも必要です。

⑥支給認定証の送付について

・ 教育・保育給付認定の申請があった場合、原則30日以内に結果をお知らせすることとなっておりますが、保育所等での保育を希望する場合、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、認定申請の結果は保育所等の利用結果とともに送付します。

⑦求職理由での利用について

・ 求職を理由に申込みをした場合、利用期間は原則一世帯につき年度内累計3か月間です。3か月以内に「就労証明書」などの保育の必要性を証明する書類を提出できない場合は、退所届の提出が必要となります。

⑧出産理由での利用について

・ 出産を理由に申込みをした場合、利用期間は出産予定月及び予定月の前後各2か月間を含む合計5か月間となります。

⑨利用後の長期欠席について

・ 利用後に長期欠席し、保育の必要性が認められない場合は、退所・退園となることがあります。

⑩保育料について

・ 保育所において、納入義務のある世帯で保育料の滞納があった場合、財産等の差押えを行うことがあります。

・ 保育所において、保育料を滞納した場合、必要な範囲内で市が保有する保護者及びその他児童と生計を一にする同居者の個人情報を利用します。

⑪利用決定の取下げについて

・ 万一、利用決定を取り下げる場合は、辞退届の提出が必要となります。

・ 利用決定通知は、記載された保育所等に対してのみ有効となります。利用決定を辞退し、申込締切日以降に利用希望保育所等を変更される場合は、改めて次回での選考となります。

⑫利用保留について

・ 選考の結果、希望する保育所等を利用できない場合は、利用希望月の前月までに利用保留の通知を1回のみ送付します。早急に選考結果を知りたい方は、市へご連絡ください。

Ⅳ保育所等利用の電子申請

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」上で、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の新規申請手続きができます。

※転所申込、希望変更届等に係る手続き、１号認定、新２号・新３号認定の申請は従来どおりです。

▼電子申請するためには

（※）対応機種は下記よりご確認下さい

- ○ マイナンバーカードが必要です。
- ○ パソコンで申請する場合は、下記①～②のいずれかが必要です。
  - ① IC カードリーダライタ（別売）
  - ② 電子申請に対応しているスマートフォン等(※)
- ○ スマートフォン等で申請する場合は、電子申請に対応しているスマートフォン等(※)が必要です。

▼電子申請の流れ

1 施設見学の事前予約

希望する保育所等へ電話し、見学の事前予約をします。
※保育所等に空きがあるかどうか確認してから見学をしてください。

見学に必要な書類は、市の窓口や保育所等からも入手可能です

2 見学の準備

マイナポータルまたは市 HP（ホームページ）から、見学に必要な書類をダウンロードし、見学までに必要項目を入力（記入）し、印刷しておきます。

- ・保育所等見学チェック表
- ・食物アレルギー調査票（アレルギーがある場合のみ）

3 施設見学

子どもとともに、希望する全ての保育所等を見学し、
「保育所等見学チェック表」に施設から記入してもらいます。
病気やアレルギー、障がい等のあるお子様で、特別な配慮を必要とする場合には、対応方法等について事前に施設へ相談してください。
（アレルギーがある場合は、食物アレルギー調査票を持参してください。）

4 申請の準備

申請に必要な下記の添付書類を、スキャナーやスマートフォンのカメラ(※2)などで、電子申請を行うパソコンやスマートフォン等にデータとして取り込んでおきます。

- ○ 保育所等見学チェック表（施設から記入していただいたもの）
- ○ 保育が必要であることを証明する書類（裏面参照）
- ○ 食物アレルギー調査票（食物アレルギーがある場合のみ）
- ○ 保育料軽減及び副食費徴収免除者を決定するための書類（必要な方のみ。裏面参照）

(※2)添付書類が不鮮明で内容が確認できない場合は、郵送等で再度提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

5 申請

お手持ちのパソコンやスマートフォン等から電子申請を行います（申請の詳しい流れ等は下記をご確認下さい）。

青森市 HP ＞ 子ども・教育 ＞ 認定こども園・幼稚園・保育所など
＞ 保育所・認定こども園（保育部分）等への利用申込み手続き
＞ 保育所・認定こども園（保育部分）等への利用申込み ＞ **電子申請の流れ**

申請に必要な添付書類

○　保育所等見学チェック表（施設から記入していただいたもの）【必須】

○　保育が必要であることを証明する書類【必須】

保護者の状況		添付書類 ※父・母どちらも必要です
会社などに勤務		就労証明書　（事業者へ記入依頼が必要です。）
自営業、農・漁業など		就労証明書及び 民生委員の状況確認報告書　（民生委員へ記入依頼が必要です。）
内職	雇用されている場合	就労証明書　（事業者へ記入依頼が必要です。）
	自営の場合	就労証明書及び 民生委員の状況確認報告書　（民生委員へ記入依頼が必要です。）
産前産後		母子健康手帳の写し　（氏名及び出産予定日記載ページ）
長期療養を要する病気、または障がいがある		次のいずれかの書類（写し可） ・医師の診断書　（保育が困難であることが記載されているもの） ・障害者手帳など（氏名・等級・交付年月日記載ページ）
病人や障がい者などを看護・介護		次のいずれかの書類（写し可） ・医師の診断書（看護・介護が必要であることが記載されているもの） ・障害者手帳など（氏名・等級・交付年月日記載ページ）
災害等でり災した自宅等の復旧活動		り災証明書などの写し
大学、職業訓練校、専門学校などに通学		在学（籍）証明書　（受講期間が明記されたもの）及び 月６０時間以上の受講状況がわかるカリキュラム表などの写し

○　食物アレルギー調査票【食物アレルギーがある場合のみ】

○　保育料軽減及び副食費徴収免除者を決定するための書類【必要な方のみ】

下記に該当する場合、書類の提出が必要です。

書類の添付が必要な場合	添付書類
子どもの就学前の兄弟姉妹が次の施設のみを利用している 新制度に移行しない幼稚園 特別支援学校幼稚部 児童心理治療施設 児童発達支援 医療型児童発達支援	在園（所）証明書 ※兄弟姉妹で同時に申込みする場合、弟妹の分は原本をコピーして添付していただくことも可能です。
子ども本人または同居者が下記の手帳等の交付を受けている 身体障害者手帳 愛護(療育)手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当認定通知書 障害基礎年金証書	手帳等の写し

Ⅴ幼児教育・保育の無償化、2歳児クラスの保育料全額公費負担

Ⅴ－1　無償化の範囲

※2 歳児クラスについては P40 へ

無償化の対象施設（サービス）や対象となる子どもは以下のとおりです。

施設・サービス	対象となる子ども	内容
認可保育所、 認定こども園（2号、3号認定）、 地域型保育事業所	・4月1日時点で3歳以上の子ども ・市民税非課税世帯の0歳から満3歳後の最初の3月31日までの子ども	保育料が無償化
幼稚園、 認定こども園（1号認定）	・満3歳以上（3 歳の誕生日以降）の子ども	保育料が無償化 （子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園は月上限 25,700 円）
幼稚園の預かり保育、 認定こども園（1号認定）の預かり保育	・保育の必要性の認定を受けた4月1日時点で3歳以上の子ども ・保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の満3歳になった日から満3歳後の最初の3月31日までの子ども	預かり保育の利用料が無償化 ・4月1日時点で3歳以上の子どもは最大月額 11,300 円 ・満3歳後の最初の3月31日までの子どもは最大月額 16,300 円 ※日額 450 円まで無償
認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	・保育の必要性の認定を受けた4月1日時点で3歳以上の子ども ・保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の0歳から満3歳後の最初の3月31日までの子ども	利用料が無償化 ・3歳以上の子どもは最大月額 37,000 円 ・0歳から満3歳後の最初の3月31日までの子どもは最大月額 42,000 円

幼児教育・保育の無償化の主な例

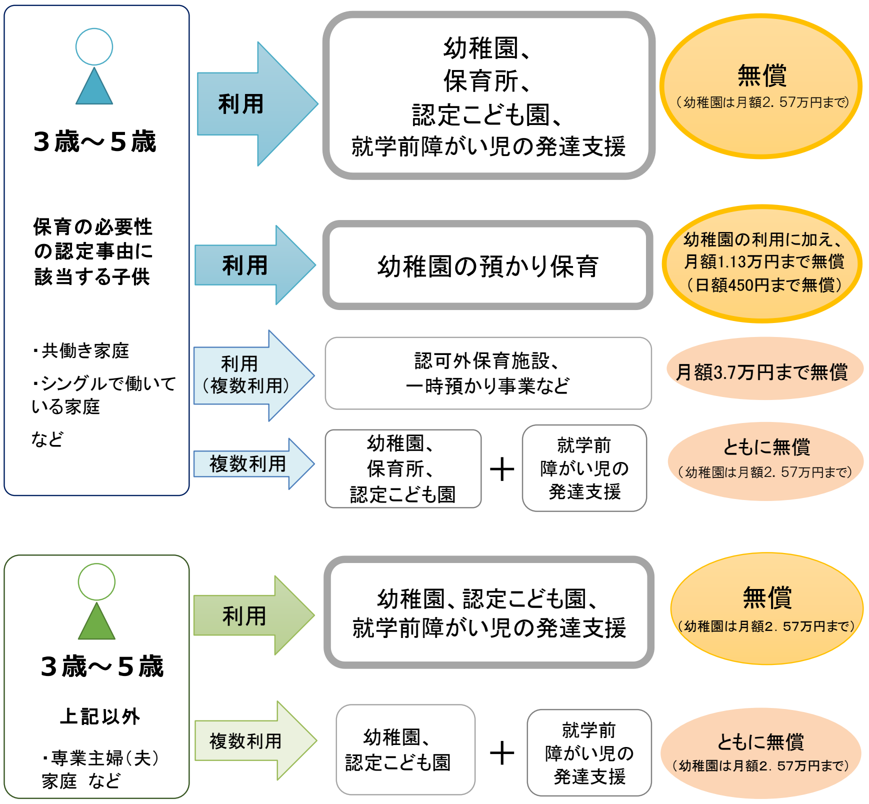

Ⅴ-２　無償化の対象となるための手続き

（１）無償化の対象となるためには、利用する施設（サービス）によって手続きが必要です。

以下の該当する区分等から手続きに必要な申請書類等を、利用する施設または市担当課へ提出してください。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">利用施設等</th><th>保育の必要性</th><th>手続きに必要な申請書類</th></tr>
<tr><td rowspan="6">幼稚園等を利用</td><td rowspan="3">幼稚園を利用</td><td>幼稚園（新制度）</td><td>無</td><td rowspan="2">手続き不要</td></tr>
<tr><td>認定こども園（教育部分）</td><td>無</td></tr>
<tr><td>幼稚園（未移行）
国立大学付属幼稚園
特別支援学校幼稚部</td><td>無</td><td>子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の４第１号）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">幼稚園の預かり保育を利用</td><td>幼稚園（新制度）</td><td>有</td><td rowspan="3">・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の４第２号・第３号）
・保育が必要であることを証明する書類（Ｐ１７参照）</td></tr>
<tr><td>認定こども園（教育部分）</td><td>有</td></tr>
<tr><td>幼稚園（未移行）
国立大学付属幼稚園
特別支援学校幼稚部</td><td>有</td></tr>
<tr><td rowspan="4">保育所等を利用</td><td colspan="2">認可保育所</td><td>有</td><td rowspan="3">手続き不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域型保育事業所</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定こども園（保育部分）</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="2">認可外保育施設、
ベビーシッター、
一時預かり事業、
病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター</td><td>有</td><td>・認可保育所等が入所保留となっており、既に支給認定２号若しくは３号認定を受けている方は手続き不要。

上記以外の方、
・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の４第２号・第３号）
・保育が必要であることを証明する書類（Ｐ１７参照）
・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書</td></tr>
</table>

※申請に必要な申請書類等の様式は、利用する施設または市の担当課で配付しています。

（２）上記申請に基づき以下の認定区分により市が認定し通知します。

子育てのための施設等利用給付の認定を受けていない状態で利用した施設（サービス）は無償化の対象となりませんので、必ず事前に申請し、認定を受けてください。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	市町村民税
新１号	満３歳以上の子ども	無	－
新２号	満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を経過した子ども	有	－
新３号	満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子ども	有	非課税

（３）家庭状況等に次のような変更があった場合は「施設等利用給付認定変更申請（届出）書」の提出が必要です。
① 保護者や住所が変わったとき
② 保護者の勤務先・勤務時間など就労状況が変わったとき
③ 保育の必要性が無くなったとき
④ 保育の必要性の理由が変更となったとき
など

Ｖ-３　保育料（利用料）の給付方法

保育料（利用料）の給付方法は以下のとおりです。

◇新制度幼稚園・認可保育所・認定こども園を利用する子ども

・利用者から保育料を徴収することはありません。

◇新制度に移行していない幼稚園を利用する子ども

・無償化の上限額の範囲内であれば、利用者から保育料を徴収することはありませんが、上限額を超える場合は、超えた分の保育料について、施設にお支払いください。

◇幼稚園や認定こども園（教育部分）の預かり保育を利用する子ども

・無償化の上限額の範囲内であれば、利用者から利用料を徴収することはありませんが、上限額を超える場合は、超えた分の利用料について、施設にお支払いください。

◇認可外保育施設（定期利用）を利用する子ども

・無償化の上限額の範囲内であれば、利用者から利用料を徴収することはありませんが、上限額を超える場合は、超えた分の利用料について、施設にお支払いください。

◇認可外保育施設(ベビーシッター)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを利用（不定期利用）する子ども

① 利用料は一旦、施設にお支払いください。
② 利用施設から領収書と提供証明書を必ずお受け取りください。
③ 利用した翌月以降に市の担当課へ領収書と提供証明書を添付のうえ給付請求してください。請求書の様式は市の担当課で配付しています。
④ 市が請求内容を確認後、無償化の上限額の範囲内でご指定の口座へ振り込みます。

Ⅴ-４　認可保育所等の給食費について

（１）保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。

幼稚園、認定こども園、保育所の３歳児クラスから５歳児クラスまでの給食費については、主食費（お米など）、副食費（おかず・おやつ等）ともに、施設にまとめてお支払い、または現物を持参していただきます。

給食費は各施設によって異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。

０歳児クラスから２歳児クラスまでの子どもにかかる給食費は、これまでどおり保育料に含まれています。

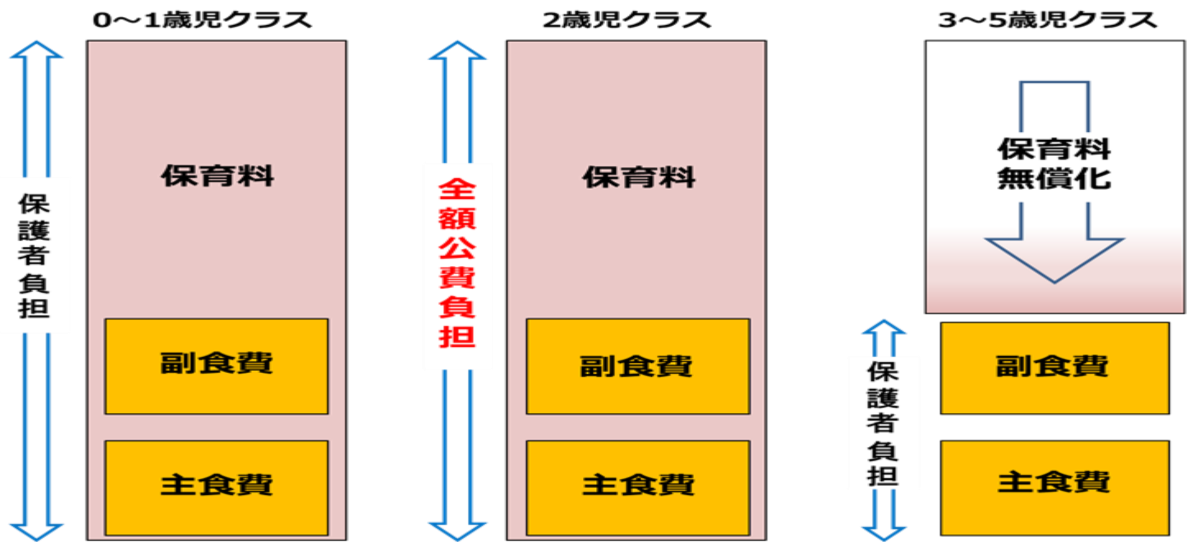

（２）副食費の免除について

次の①または②の子どもは副食費が免除されます。

免除になる場合は副食費徴収免除通知書によりお知らせします。

①年収３６０万円未満相当世帯の子ども

・１号認定

保護者（父母）の市民税所得割合算額が７７，１０１円未満の世帯の子ども

・２号認定（4月１日時点で3歳以上の子どものみ）

保護者（父母）の市民税所得割合算額が57，700円未満の世帯の子ども

ひとり親、障がい者等の世帯は市民税所得割合算額が７７，１０１円未満の世帯の子ども

※家計の主宰者（家計を担う主たる者）が別にいる場合は、その方の税額も算入します。

※副食費の免除は下記の税額で判定します。

対象期間	副食費免除判定の根拠
4月～8月分	令和６年度市町村民税額
9月～3月分	令和７年度市町村民税額

②第３子以降の子ども

・１号認定
同一世帯の小学校第３学年修了前の子どもからカウントして３人目以降の子どもが対象

・２号認定（4月１日時点で3歳以上の子どものみ）
同一世帯の小学校就学前の子どもからカウントして３人目以降の子どもが対象

<table>
<tr><th>区分</th><th>１号認定</th><th>２号認定</th></tr>
<tr><td>小学校4年生以上</td><td>カウント対象外</td><td rowspan="4">カウント対象外</td></tr>
<tr><td>小学校３年生</td><td rowspan="6">カウント対象</td></tr>
<tr><td>小学校２年生</td></tr>
<tr><td>小学校１年生</td></tr>
<tr><td>５歳児クラス</td><td rowspan="3">カウント対象</td></tr>
<tr><td>４歳児クラス</td></tr>
<tr><td>３歳児クラス</td></tr>
</table>

Ⅴ-5　２歳児クラスの保育料全額公費負担について

青森市では、少子化対策の観点から、保育を必要とする共働き世帯等子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、２歳児クラスの保育料全額公費負担を行っています。

（１）対象者、利用料

保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する、青森市から保育の必要性の認定を受けた４月１日時点で２歳の子どもの保育料が、全額公費負担されます。

全額公費負担のための、新たな手続きはありません。

※企業主導型保育事業、認可外保育施設は対象外となります。

（２）給食費について

０歳児クラスから２歳児クラスまでの子どもにかかる給食費については、保育料に含まれているため、徴収されることはありません。

Ⅵ 子 育 て 支 援

参考情報

青森市では、次のような子育て支援を行っております。お気軽にご利用ください。

（１）子育て相談

次の事業所などにおいて、子育てに関する相談を、電話や手紙・面接などによって受付けています。お気軽にご相談ください。

①あおもり親子はぐくみプラザ（元気プラザ内）

子どもや子育てに関する総合的な相談などを保育士が受付けます。

・場　所　：　青森市佃２丁目19－13　元気プラザ１階
・電　話　：　０１７－７１８－２９７５
・時　間　：　午前８時３０分～午後６時
（年末年始（12/29～1/3）を除く）

乳児の健康相談窓口を開設しています。

・場　所　：　青森市佃２丁目19－13　元気プラザ１階
・電　話　：　０１７－７１８－２９８３
・時　間　：　午前８時３０分～午後６時
（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

②つどいの広場　－さんぽぽ－

主に乳幼児（０～３歳）とその保護者を対象に、親子同士の交流や子育てアドバイザー及び保育士による子育て相談を行います。

・場　所　：　青森市新町１丁目３－７　青森市役所駅前庁舎（アウガ）２階
・電　話　：　０１７－７２１－４００５
・時　間　：　月～金曜日：午前９時～午後６時
土日祝日　：午前９時～午後５時
・休館日　：　年末年始（12/29～1/3）

③地域子育て支援センター

地域における子育ての拠点として、育児相談、育児講座、子育てサークルなどの子育て支援活動を行います。詳細は、下記にお問い合わせください。

・ねむのき保育園	地域子育て支援センター	０１７－７８１－２１３０
・ひまわり保育園	〃	０１７－７８３－５１０５
・和幸保育園	〃	０１７－７７６－１９２４
・佃保育園	〃	０１７－７４４－４１９２
・あさひ保育園	〃	０１７－７４４－５１３４
・しらゆり保育園	〃	０１７２－６２－７６６０

（２）一時預かり

保育所等を利用しておらず、家庭において一時的に保育をうけることが困難となった乳幼児を、一時的に保育する「一時預かり事業」を実施している保育所等があります。

実施の有無については、別紙施設一覧をご覧ください。

また、実施時間や利用料金などの詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

（３）こども誰でも通園制度

保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない０歳６か月から３歳未満のお子さんが時間単位で通園できる制度です。

詳細については、市ホームページをご覧ください。

（４）病児一時保育所

病気のお子さんや、病気が治りかけのお子さんを保育所などで一時的にお預かりします。

①対　　象　：　次の（１）～（３）の要件をすべて満たすお子さん

（１）０歳から小学校３年生までの児童

（２）病気や病気が治りかけのため、集団保育や登校が困難な児童

（３）保護者の勤務の都合等により、家庭で保育が困難な児童

②時　　間　：　月曜日から土曜日までの午前８時～午後６時

※日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、休みとなります。

③料　　金　：　日額 1,200 円（利用時間に関わらず）

※利用料は、利用した月の翌月に市から送付される納入通知書で納付してください。

④申込手続　：　◎利用日前日まで

利用施設に直接連絡し、空き状況を確認の上、予約します。

利用の際に必要な持ち物等についても必ず確認してください。

（定員に空きがある場合には、当日の連絡で利用可能な場合もあります。）

◎利用日当日まで

医療機関を受診し、医師に「診療情報提供書」の作成を依頼します。「診療情報提供書」は、市担当課、保育所等のほか、市ホームページから入手することができますので、医療機関を受診する際には必ず持参してください。

※「診療情報提供書」の作成費用は、１回目は無料ですが、2回目以降は有料となります。ただし、病児一時保育所を利用した場合、お支払いした金額は手続きにより、2,500 円を上限に市から助成されますので、領収書を利用施設へ提出してください。

◎利用日当日

医師に作成してもらった「診療情報提供書」を持参のうえ、利用施設にお越しいただき、利用施設に備え付けの利用申込書類を記入し、提出してください。

⑤場　　所　：　◎青森市病児一時保育所
　　　　　　　　　青森市古川２丁目３－１３　ビル２階
　　　　　　　　　電　話：０１７－７７７－０９８７

　　　　　　　　◎蜆貝保育園
　　　　　　　　　青森市青柳１丁目８－２８
　　　　　　　　　電　話：０１７－７５２－０９５８

　　　　　　　　◎こども園青い鳥
　　　　　　　　　青森市油川字岡田２０－２
　　　　　　　　　電　話：０１７－７８８－０３７７

　　　　　　　　◎こども園瑞穂
　　　　　　　　　青森市浪岡大字女鹿沢字稲本８５
　　　　　　　　　電　話：０１７２－６２－７３５０

（５）青森市ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（サポート会員）のネットワークを作り、会員同士がいつでも子育てを助け合う会員組織です。

利用にあたっては、事前に会員登録（無料）が必要です。

①サポートの主な内容

・保育所等や放課後児童会などへの送迎や終了後の預かり
・冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の際の預かり
・買い物などの外出の際の預かり
・病児・病後児の預かり
・急な残業、出張などの際の宿泊を伴う預かり　　など

②利用料金　　R6．１１月時点

区分	基本		病児・病後児	
	１時間	30 分間	１時間	30 分間
①昼間（7：00～19：00）	550 円	280 円	700 円	350 円
②早朝・深夜	650 円	330 円	800 円	400 円
③宿泊（１泊）	6,500 円		8,000 円	

③登録要件

・利 用 会 員：　おおむね生後６ヶ月から小学校６年生までのお子さんをお持ちの市内に在住または勤務されている方
・サポート会員：　市内に在住の 20 歳以上で、センターが指定した講習を受講した方

④お問い合わせ先

青森市ファミリー・サポート・センター
・場　所　：　青森市中央３丁目２０－３０　県民福祉プラザ５階
　　　　　　　一般社団法人　青森県保育連合会事務所内
・電　話　：　０１２０－９１６－８００
・受付時間　：　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
　　　　　　　午前７時～午後７時